

静岡市における【緊急事態宣言】期間延長に伴う弊社体育施設の対応について

静岡市への緊急事態宣言期間延長に伴い、弊社管理施設では下記のとおり対応いたします。

対象期間 8月20日（金）～**9月30日（木）**

対象施設 有度山総合公園運動施設 城北運動場 清水長崎新田スポーツ広場

規制内容

- 市民の外出を抑制する観点から、弊社管理施設について、開館時間を20時までとします。
※但しイベント開催時は、主催者の意向等を踏まえ21時までの利用も可とします。
※有度山総合公園運動施設については開館時間が20時を超えないため対象外です。
- 20時を超える時間帯での予約をされている場合は、20時までの利用は可としますが、時間短縮による使用料の減額等を行いません。なお、当該時間の利用に際して、19時50分までには利用を停止し、20時までには退館していただきます。
- 20時を超える時間帯の新規予約は停止とします。
- 20時までの利用時間短縮を理由に予約をキャンセルした場合、事前に納付されていた利用料金は還付します。

各施設教室について

- 各施設で行われている教室については、終了時間に関係なく**第2期すべての教室を「中止」とします。**
詳細については各施設にお問い合わせください。
- 第3期の同じ教室へ継続申込される方は、申込金額から第2期教室中止分を減額させていただきます。
さらに、今回に限り対象者は第3期教室へ優先的に参加が可能となります。
なお、対象者の申込手続きについては、各施設にお問い合わせいただくか、当ホームページに掲載予定の通知文等をご確認ください。
- 第3期教室へ継続申込されない方は、第2期教室中止分をすべて返金とさせていただきます。
なお、返金対応日や詳細な返金額等は、各施設よりご連絡申し上げます。
- 第3期教室の申込日については、各施設にお問い合わせいただくか、当ホームページに掲載予定のチラシ等をご確認ください。